

令和6年4月1日から

# 第2子以降（1・2歳児）の 保育料の無償化を開始します

## 佐世保市独自の無償化について

「子育てにかかる経済的負担の軽減」や「国が掲げる共働き・共育ての推進」を目指すため、同時在園での第2子以降（1・2歳児）の保育料無償化を行います。

## 対象者・対象範囲について

### ○対象施設

認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設

### ○対象となる子ども（佐世保市民）

保育を必要とする認定（2号及び3号）のうち、保育所・幼稚園等に同時に通う子どもの一番年長のきょうだい児から数えて2番目の子どもであり、1歳児クラス及び2歳児クラスに在籍している子ども。

※ B～C階層（市民税所得割課税額が57,699円以下に限る）に該当する方は、原則として一番年長のきょうだい児から数えて2番目の子どもが対象となります。

令和5年度まで				➔	令和6年度から			
第1子	第2子		第3子	第1子	第2子		第3子	
	0歳児	1・2歳児			0歳児	1・2歳児		
全額	半額	半額	無償	全額	半額	無償	無償	

## 手続きについて

### ○ 改めて行っていただく手続きはありません。

4月からの保育料の通知は、令和6年4月中旬に市から通知書を送付します。

## その他のお知らせ

### ○ ご家庭の状況に変更があった場合は、佐世保市又は各施設へ必ず届け出てください。

1. 就職・転職・退職等により保育を必要とする理由に変更があったとき
2. 婚姻・離婚・死亡等により保護者に変更があったとき
3. 住所変更・転出するとき
4. その他、申請事項に変更があったとき（同居家族の増減など）



問い合わせ先

佐世保市保育幼稚園課 TEL:0956-24-1111